

令和2年度第4回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和2年7月9日(木)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(13名)

1番	清 宮 正	3番	鈴 木 孝 徳
4番	石 渡 文 久	5番	三 須 健 行
7番	長 澤 正 昭	8番	山 崎 宏
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
13番	木 内 正 夫	14番	眞 野 文 雄
15番	三 門 増 雄 (議長)		

書面表決委員(1名)

2番 渡 貫 茂

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 檜 垣 幸 夫

主 査 久保木 豊

主任主事 今 川 大 輔

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度第4回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日が、委員の皆様にとって、現在の任期として最後の総会となりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

6月市議会で、15名の農業委員が選任され、7月20日には、農業委員の任命式及び総会と、農地利用最適化推進委員の委嘱式、また、その後、合同研修会が開催される予定ですので、関係する委員の方は、よろしくお祈いします。

尚、当日はマスクのご用意をお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、足元の悪い中、総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

未だに新型コロナウイルスの影響ですが、収束せず、その中、九州ですとか、長野の方では大雨の影響で、大変な騒ぎになっておりまして、多くの犠牲者が出ております。被災された方には、心からお見舞い申し上げたいと思います。

先程、局長からもありましたけど、このメンバーでの総会は最後となります。色々な事がありましたけど、最後という事で慎重なる審議の程よろしくお祈いいたします。それでは会議を始めます。

只今の出席委員は13名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和2年度第4回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。なお、本総会に出席していない1名の委員からは、書面議決をいただいております。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号1番「清宮 正委員」、議席番号3番「鈴木 孝徳委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

以上、4議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をしようとするもので、表の第2項及び第3項につきましては、双方の土地とも、形状が悪く、お互いの土地を交換する事により利用効率がよくなることから、交換により所有権の移転をするもので、表の第4項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をするもので、表の第5項及び第6項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者

からの要望のため、売買により所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明いたします。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査については、鈴木委員より報告をお願いいたします。

———（鈴木委員報告）———

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■■さんは、皆さんご存知のように、農地利用最適化推進委員です。

上座の水田を中心に、大規模に農業経営をされており、申請地の近隣も耕作しています。

年齢も若く、佐倉市の農業者の担い手として活躍されている方でございます。

義務者の■■■■■さんは、相続により取得し、農業者ではありません。

今回、近隣を耕作している■■■■■さんに、購入してほしい旨打診したところ、購入する事となったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、鈴木委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項及び第3項について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第2項及び第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項及び第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項の実態調査については、清宮委員より報告をお願いいたします。

———（清宮委員報告）———

○清宮委員 議席番号1番清宮です。議案第1号第4項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■は、■■■と、隣接の■■■■で肉牛の育成を行っています。義務者の■■■■さんは、相続により農地を取得し、農業者ではありません。

申請地は、■■■さんの父親が、生前、養豚業を営んでおり、その、堆肥舎等で利用していた場所です。

■■■さんも、畜産業を営んでいるため、その施設をそのまま使用したく、申請したものでございます。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、清宮委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第4項は、許可と決しました。

続きまして、第5項及び第6項の実態調査については、石田委員より報告をお願いいたします。

———（石田委員報告）———

○石田委員 議席番号10番石田でございます。議案第1号第5項及び第6項の調査報告をいたします。

第5項につきましては、権利者の■■■さんは、皆様もご存知のように、農地利用最適化推進委員で、和田地区の担い手農家として活躍されています。

申請地の地主は相続により、取得し、農業者ではなく、隣接地や近隣を耕作している、■■■さんに購入してほしい旨の打診をしたところ、購入する事となったそうです。

問題は無いと思われしますので、よろしくご審議の程お願いします。

続きまして第6項につきましては、権利者の■■■■■さんは、現在は■■■■■に住んでいますが、■■■■■に実家があり、実家は農家で、母親が91歳と高齢なので、実家の農業は、息子さんの■■■さんが行っています。今は■■■■■に勤めていますが、休日に実家に戻って来て農業をしております。

申請地の地主は相続により、取得し、農業者ではなく、隣接地を耕作している、■■■さんに購入してほしい旨の打診をしたところ、購入する事となったそうです。

問題は無いと思われしますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、石田委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第5項は、許可と決しました。

続きまして、第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第6項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項及び第2項は、■■■■■■■■■■が、車両置場用地として、■
■の畑1,170㎡、田436㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、周囲を山林に囲まれた小規模な農地で第2種農地と判断されます。

計画としましては、輸出用の車両置場、40台分を整備するものでございます。
敷地内は碎石敷きとし、また、申請地は周囲より、低い土地なので、雨水の流失はなく、自然浸透するものと思われま

す。また、許可要件調査書のとおり、立地基準、一般基準は満たすものと判断されま

す。第3項は、■■■■■■■■■■が、輸出用の車両置場用地として、■■■■
の畑995㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、周辺に資材置場や車両置場が散在する小規模な農地で第2種農地と判断されます。

計画としましては、車両置場、自動車の部品置場を整備するものでございます。
敷地内は碎石敷とし、雨水浸透柵を設置するので、雨水は自然浸透するものと思われま

す。第4項は、■■■■■■■■■■が、駐車場用地として、■■の畑584㎡を、転用しよ
うとするものでございます。

申請地は、周辺が山林、■に隣接した小規模な農地で第2種農地と判断されます。

計画としましては、既存の駐車場では、■の利用者の参拝に対応しきれず、28
台分の駐車場を整備するものでございます。敷地内は碎石敷とし、申請地は周囲よ
り低い土地なので、雨水等は、自然浸透するものと思われま

す。また、許可要件調査書のとおり、立地基準、一般基準は満たすものと判断されま

す。なお、許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、
許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありました。何かご質問
等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。こちらは、道路法24条の対象が2ヶ所あると思いますが、この件につきまして、手続きはされていますか。

○議長 事務局

○事務局 久保木 事務局の方からご説明させていただきます。昨日、道路管理課に確認しまして、手続きはされており、本日から明日には許可が降りるとの事です。以上でございます。

○議長 長澤委員よろしいでしょうか。

○長澤委員 はい。

○議長 他にご質問等ございますか。椎名委員。

○椎名委員 議席番号11番椎名でございます。■■■件ですが、この場所谷津田になっていますので、雨水がだいぶ寄って来ます。現在は、窪地になっているので、目だたないのですが、造成すれば、相当な水が出てしまうのではないかと、ちゃんと、排水を整備していただきたいと、道路に水が溢れてしまう恐れがありますので、注意が必要なので、よろしくお願いします。

多分、土地改良の排水管だと思うのですが、それが申請地の下を通過して、排水路に流れているようです。

○議長 事務局

○事務局 久保木 要望と言う形になると思うのですが、申請者の方には、排水対策をしっかりと行うように、お願いをいたします。

排水管ですが、前の道路の脇に、柵がありますが、その事だと思います。管理は市の道路管理課で管理している可能性もあります。道路法の24条申請の際にも、その辺、管理課で気が付いているかも知れません。雨水対策については、しっかりと対応するように、申請者をお願いいたします。

○議長 椎名委員よろしいでしょうか。

○椎名委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
まず、議案第2号第1項及び第2項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号第1項及び第2項について、許可相当と決しました。
続きまして、議案第2号第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号第3項について、許可相当と決しました。
続きまして、議案第2号第4項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号第4項について、許可相当と決しました。
○議長 続きまして、議案第3号、令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定について、議案第4号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。
それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第3号、第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

議案第3号 令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めますのでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定、5件、13筆、地積11,301㎡でございます。

詳細でございますが、議案の5ページ～6ページをお願いいたします。

申請番号1番、3番、5については農業経営規模拡大のため、2番については農業経営安定のため、4番は農地中間管理事業を活用するため、期間は、2年5か月～9年8か月を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

続きまして、議案の7ページ～9ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、市内の1農業者が、■■の畑1筆、合計1,183㎡の農地を借りうけるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま

す。以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号～議案第4号について事務局より説明がありました

が、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入場させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。

自己紹介をお願いいたします。

○農政課 春田 農政課の春田と申します。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

何かご質問がありましたら、お願いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内でございます。5番の■■さんですが、新規就農

する際に、落花生を栽培するという事だったと思いますが、既に作付けされている落花生の面積はどれくらいか解りますか。

○議長 農政課 春田さん。

○農政課 春田 正確な数字は把握していませんが、メインが、ブルーベリーが約2町歩位なので、残りの約1町5反部の半分以上が落花生だと思います。

○議長 木内委員よろしいですか。

○木内委員 はい。

○議長 他にご質問はございませんか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席をお願いします。
農政課の職員が退席しましたので、これより採決をいたします。
議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は、承認と決しました。
続きまして、議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、原案のとおり決定と決しました。
以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の10ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの2件、2筆、宅地の一部としようとするもの1件、1筆でございます。

議案の11ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、12ページ～13ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

宅地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、山林として地目変更申請のあったもの、1件、2筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、7件、7筆でございます。

次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、2件、2筆でございます。報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上を持ちまして、令和2年度第4回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

=== 会 議 終 結 ===